

## 大学における修学の保障と奨学金

——社会的合意水準に関する検討

山口道昭

はじめに

多くの大学教員は、ゼミの学生などが経済的困窮に陥り中途退学（以下「中退」という）に追い込まれた経験を持つ。私もそのひとりである。

これら中退の原因の主要なものに、経済的な要因がある。このことは、学生は就学意欲を持ちながらも、中退せざるを得なかったという点で、学生のみならず大学としても残念な事態だといえる。また、社会的にも損失である。こうした事態は、できる限り回避されるべきだろう。このような考え方から、二〇一九年には「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年法律第八号、以下「修学支援法」という）が制定され、翌二〇二〇年四月に全面施行されている。<sup>(1)</sup>

同法による政策効果がどの程度出ているのかは、施行後間もないため明確ではない。<sup>(2)</sup> しかも、二〇二〇年には、日本国内でも新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス」という)の感染爆発が起こり、以降、これへの対策のひとつとして、国としても経済困窮学生への支援が行われている。こうしたことから、中退率の変化と奨学金行政との関連を定量的に把握することは難しい。

さらにいえば、奨学金は、そのすべてが学生への経済支援のために実施されるのではない。成績優秀者への報償や、そうしたことへのインセンティブを付与するために設けられているものがある。したがって、中退との関連では、奨学金のうち、経済支援目的のものに限定して検討する必要がある。

奨学金の支給主体は、国(およびその外郭団体。具体的に、現在では、独立行政法人日本学生支援機構)だけでなく、自治体や各種民間団体、そして大学自身の場合がある。<sup>(3)</sup> 本稿では、政府政策という観点から、国と自治体のものに限定して検討する。そして、この点に関しては、国の支給する奨学金を中心に検討し、補足的に自治体等のものにも言及するにとどめることとする。なお、歴史的には、一九四三年、民間団体の奨学金を「大東亜戦争」における国家総動員体制の下、大日本育英会に再編した、という経緯であって(山口二〇二〇:六七―六八)、現在の補完関係とは逆転している。

本稿では、これらの状況を踏まえ、できる限り、大学生の経済的困窮を解消・緩和するための奨学金を中心にした大学無償化政策の進展について考察する。そして、今後、どの範囲までこうした政策を進めていくべきなのか、その水準について検討する。

## 一 中退率の動向

### (1) 修学支援法施行以前

二〇一九年の修学支援法制定以前から、中退率は重要な教育指標だった。これは、各大学にとってだけでなく、大学受験生やその保護者等社会全般にとっても同様だった。しかし、大学にとって中退率は、教育状況のみならず経営状況に直結する指標であり、自らの経営戦略を構築するためには必要であったとしても、外部に広く公表するには弊害が予想される指標だった。中退率が高いことは、教育内容に問題があり、それを嫌って学生が中退したのではないか、といった推論が考えられる。もちろん、こうしたケースも存在しよう。ただし、こうしたケースがすべてではなく、社会に出て働くことを好まず、モラトリアムを求めて大学に進学した者にとって、大学教育の内容が想定と異なり、もともと学習意欲がなかったことと相まって中退に至ったというケースも多いことが考えられる（ネガティブな中退要因）。また、逆に、大学が単位認定の厳格化を図ることで、結果として中退率が上昇することも考えられる（ポジティブな中退要因）。

いずれにしても、中退の原因については、データの集積ときめ細かな分析が欠かせない。これらの分析を欠きながら、中退率という数字だけが一人歩きすることは、特に中退率が高い大学にとって、社会的に弊害が多い。したがって、個々の大学にとって、公表へのインセンティブは、なかったといつてよい。公表がなされなかった以上、大学間の比較は行い得なかった。

修学支援法を制定し就学支援の範囲を拡大するには、その前提として、支援の対象となる学生はしっかりと学び、

卒業した上で社会において活躍することが期待された。そのための基礎資料として、中退率の把握は欠かせない。こうしたことから、二〇一八年に中央教育審議会は、大学教育の質に関する情報のひとつとして中退率の公表について提言した(中央教育審議会二〇一八)。そして、文科省は、この提言に従って、各大学に対して中退率の報告を求めるようになった。

一方、中退率には受験生や保護者などを中心に社会の関心は高く、それに応えるかたちで民間ベースでは以前から調査がなされていた。発表媒体には、読売新聞教育ネットワーク(旧読売新聞教育取材班)『大学の實力』があった。同誌は、「二〇〇九」～「二〇一九」(発行年は、二〇〇八年～二〇一八年の各年)の計一冊が発行された。『大学の實力』を基にした研究のうち最近の業績としては、中島二〇二〇、宇田川二〇二一がある。

そもそも「中退率」をどのように定義するのか、さまざまな考え方があろう。『大学の實力』では中退率を「調査年度卒業生数をその四年ないし六年(医・歯学部等)前の入学者数で除した値」としている(宇田川二〇二一・四六)。四年ないし六年で卒業しなかった学生のなかには、たとえば、留年、休学、転学等をした者が含まれ、このような中退率の定義でとらえきれないものがあるろう。しかし、これ以上、精緻なデータは存在しない<sup>(4)</sup>。そして、中退の傾向を把握するには、それで十分だと考えられる。そこで、本稿でも、この方法でとらえた中退率から検討を始めることにする。

さて、宇田川拓雄によれば、『大学の實力』の中退率調査に協力した大学数は、「二〇〇八」で四四一大学(五七・六%)、「二〇一八」で六一九大学(七九・二%)である。それらのうち、「二〇〇八」と「二〇一八」の両方の中退率が得られた大学を「共通サンプル」として分析の対象にしている。共通サンプルは、国立七〇、公立四九、私立二七七の合計三九六大学である。

そして、それぞれの中退率は、「二〇〇八」<sup>(5)</sup>では、国立三・六%、公立四・一%、私立九・三%で、全体で七・七%だった。また、「二〇一八」では、国立二・九%、公立三・九%、私立九・七%で、全体で七・八%だった（宇田川二〇二二：五〇一―五二）。

これらを比較分析することで、国立、公立、私立における中退率の相違や、年次的な変化を読み解くことができる。また、宇田川が行ったように、中退対策（出席状況の把握、FD実施状況）の効果を見ることができ。さらに、中島弘至は、同データを基に、学力（偏差値）に基づいて大学をグループ化し、また、学部（法、文、経済、理工）別の異同等について分析している（中島二〇二〇）。

一方、中退の原因にはさまざまなものが考えられる。本稿の関心からは、「経済的な理由」によるものが重要である。『大学の實力』による分類では、その他に「進路変更（就職、専門学校入学等）」、「他大学進学」、「成績不良、単位不足」、「健康上の理由」、「海外留学」、「その他」が掲げられている。経済的な理由に伴いアルバイト過多となり、結果、成績不良、単位不足に陥るなど、原因は、複合的であることが想定される。『大学の實力』でも、複数回答が認められている。

中退自体に関するデータが限られるなかでは、原因別の統計は存在しないようである。

## (2) 修学支援法の施行とコロナ禍対策

修学支援法は、二〇一九年に制定され、二〇二〇年四月に全面施行された。同法律の目的は、「真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、……大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、……我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与すること」（二条）である。

そして、その手法(大学等における修学の支援)は、「確認大学等に在学する学生等のうち、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものに対して行う学資支給及び授業料等減免」(二三条)である。

大学側の要件として「確認大学」、そして、学生側の要件として「特に優れた者」が課されているものの、基本的な要件は、「経済的理由により極めて修学に困難がある」ことである。このような状況にある学生は、一定の範囲で中退を余儀なくされるだろう。したがって、同法の施行によって、経済的な理由による中退を減少させることが見込まれる。

では、同法施行後の中退状況にどのような変化が生じたのだろうか。ただし、この検証に当たっては、『大学の實力』が刊行されなくなつてしまつたため、同様のデータを使用することができない。しかし、その後、文科省は、中退率の調査を行うようになった。『大学の實力』とは調査方法が異なるため完全な比較はできないが、傾向をつかむことは可能である。

さて、文科省の調査は、新型コロナ流行を直接の契機に実施されている。最初の調査は、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生への支援状況等に関する調査(令和二年八月末時点)」である。その後、数か月間隔で実施され、本稿執筆時点(二〇二三年四月)では、計八回の調査結果が発表されている。そのうち、最新の「学生の修学状況(中退者・休学者等に関する調査(令和三年度末時点))(二〇二二年六月三日発表)が、二〇一九〜二〇二一年度の状況をまとめている。

同調査は、全国の国公私立大学(短期大学を含む)および高等専門学校を対象にしたもので、回答率は九六・〇%と、きわめて高いものである。そのうち、中退者の状況は、大学(大学院生を含む)で、二〇一九年度七四、二一九人(二・五〇%) ↓二〇二〇年度五七、九一三人(二・九五%) ↓二〇二一年度五七、八七五人(二・九五%)と

【表1】中退者・率の推移

大学（大学院生を含む）	2019年度	2020年度	2021年度
中退者数（人）	74,129	57,913	57,875
割合（％）	2.5	1.95	1.95

出典 文部科学省

なっている（表1）。

『大学の實力』調査の対象は、学部生（六年制の学部を含む）のみであり、前記文科省調査とは異なる。とはいえ、同年度を対象にした調査ではないものの、中退率を比較すると、『大学の實力』二〇一八<sup>6</sup>七・八％、文科省二〇一九年二・五〇％と大きな開きがある。この乖離を対象者の違いだけで説明ができるのか心許ない。

そこで、他の調査結果を探索したところ、文科省の委託を受け東京大学が行った調査研究が存在した（白川ほか二〇一六）。同調査は、全国の四年制大学・短大を対象にしたもので、回収率は、六一・三％（七〇三大学・短大／一、一四六大学・短大）だった（一七五頁）。同調査によれば、二〇一二年度調査（高等専門学校を含む）では中退率二・六五％、二〇一四年度調査（今回調査）二・一二％となっている（二七六頁）。前記文科省調査二〇一九年二・五〇％とほぼ同水準といえる。

いずれにしても、データが存在しない以上、これ以上『大学の實力』調査と文科省調査の乖離を分析することはできない。また、この問題は、本稿のテーマにとって中核に位置するものでもない。そこで、以降、直近の文科省調査に基づき分析を進める。

ところで、日本における新型コロナウイルス確認第一号は、二〇二〇年一月一日のことである（中国ツアー客、屋形船を利用）。以後、二月に入ると、クルーズ船の横浜港入港などで一気に感染が拡大し、二七日には、安倍晋三総理（当時）が、全国すべての小中高校に対し臨時休校を要請する考えを公表するまでになった。

二〇二〇年度(二〇二〇年四月)に入ると、大学を含む学校の対策は本格化する。逆に言えば、二〇一九年度(二〇二〇年三月まで)は、学校における新型コロナウイルス対策は準備期間であり、実施に移されたものはほとんどなかった。折しも修学支援法の施行は二〇二〇年四月だった。したがって、二〇一九年度の中退率は、同法の施行や新型コロナウイルス流行の影響を受けていないと考えることが可能である。

再掲すれば、二〇一九年度の中退者数は、七四、一二九人(二・五〇%)である。これが、二〇二〇年には、五七、九一三人(一・九五%)となった。一六、二二六人減少(二二・九%)したのは、修学支援法施行の効果が、新型コロナウイルス流行のマイナス要因を打ち消すだけでなく、これを上回ったと推測できよう。翌年度(二〇二二年度)は、五七、八七五人(一・九五%)であり、三八人減少(一・〇%)したもののほとんど変化がない。このことも、二〇二〇年度における中退者数の減少は、新型コロナウイルスの影響を大きく上回る、修学支援法施行のプラスの効果であることを裏付けている。

新型コロナウイルスの流行は、経済に多大な影響を与えた。国民に対しては、外出制限などソーシャル・ディスタンスの確保が求められた。このことで、学生は、アルバイト先を失い、経済的に追い詰められた。こうした状態を放置すれば、経済的困窮を理由にした中退は増加したと考えられる。そこで、二〇二〇年度には、ほとんどの大学では、授業料の納付猶予・減免措置を講じ、また、一定の範囲で現金給付を行うなどした。また、国(文科省)でも、学生等の学びを継続するための緊急支援(給付・貸付)措置を相次いで実施した。これら一連の措置によって、二〇二〇年度の中退率は悪化を免れた。そして、これらの対策が二〇二二年度も継続されたことで、同年度の中退率は、横ばい状態を保ったと考えられる。



## 二 大学学部生に対する奨学金政策

### (1) 奨学金の種類

まずは、大学学部生に対する奨学金の種類について簡単に見ておこう。ただし、ここで対象にする奨学金は、修学支援法に規定されるものに限る。したがって、自治体や民間団体がそれぞれの目的に従って任意に支給する奨学金は扱わない。

一般的に奨学金には、給付型のものと貸与型のものがある。そして、貸与型のものには、無利子型のものと有利子型のものがある。独立行政法人日本学生支援機構法によれば、無利子型奨学金を「第一種学資貸与金」と称し、有利子型奨学金を「第二種学資貸与金」と称する（一四条一項）。また、給付型奨学金を「学資支給金」と称する（一七条の二第一項）。奨学金を支給する（独）日本学生支援機構によれば、同機構の二〇二二年度予算の金額は、第一種学資貸与金（第一種奨学金）二、九四九億円、第二種学資貸与金（第二種奨学金）六、一九八億円、学資支給金（給付型奨学金）二、五三二億円で、合計では、一、六七九億円と巨額である。貸与予定人数は、第一種奨学金五〇・五万人、第二種奨学金七二・五万人、合計一二三・〇万人が見込まれている。二〇二〇年実績では、大学・短大（通信除く）の学生の二・九人に一人（三四・一％）が貸与型奨学金を利用している（独）日本学生支援機構二〇二二a）。

これに対し、給付型奨学金は、比較的新しい仕組みである。二〇一七年度に一部先行実施し、翌二〇一八年度から本格的にスタートした。そして、二〇二〇年から制度を拡充し、修学支援法に基づくものとなった。

もちろん、貸与型奨学金を支給することも中退の防止に効果があろう。ただし、貸与型奨学金の歴史は古い。現在の（独）日本学生支援機構に連なる（財）大日本育英會の設立は、一九四三年にまで遡る。以降、戦後改革や大進学率の飛躍的上昇など大きな変化があった。したがって、奨学金が中退率の変化に与えた影響を検討するには、貸与型奨学金の動向は適当な指標にはなり得ない。大学を取り巻く環境が安定し、奨学金制度の変更によって中退率がどのように変化したのかを検討するには、給付型奨学金を指標とすることが適当だろう。そこで、給付型奨学金の仕組みが確立した、修学支援法の下での中退について改めて取り上げる。

## (2) 成績要件

修学支援法は、「大学等における修学の支援は、確認大学等に在学する学生等のうち、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものに対して行う学資支給及び授業料等減免とする」（三条）と、支援の対象者とその方法について定める。

支援の対象者は、「確認大学等に在学する学生等」である。文科省によれば、二〇二二年四月一日現在、全国の大学・短大一、〇八五校のうち一、〇六四校（九八・一％）が確認大学とされている。一部例外が存在するものの、ほとんどの大学・短大が確認大学とされており、このハードルは高くない。

ただし、確認大学に在学していてもそれだけでは不十分で、①特に優れた者、②経済的理由により極めて修学に困難があるもの、という二つの要件を満たさなければならない。①を成績要件、②を経済要件と呼ぼう。

成績要件は、法律の条文上「特に優れた者」とされており、一見そのハードルは高い。しかし、当該要件への該当基準を定める「大学等における修学の支援に関する法律施行規則」（令和元年文部科学省令六号、以下「修学支援法

施行規則」という)によれば、たとえば、「入学後一年以上を経過した者」(二年以上の者)について、災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないにもかかわらず、修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと、などと定められており(別表第二 適格認定における学業成績の基準(第一〇条、第一二条及び第一五条関係)参照)、そのハードルは高くない。むしろ、著しく低く設定しているものと判断できよう。もともと修学支援法制定の経緯は、低所得世帯に属する大学進学希望者に対する経済的な援助を目的にしたものである。こうした目的に沿った運用であつて、適切なものだといえる。

### (3) 経済要件

修学支援の対象となる学生世帯の所得水準を具体的にどの程度に設定するのか、という課題は、奨学金政策にとつて最も重要なものである。修学支援法は、学資支給(給付型奨学金の支給)と授業料等減免について定めている(三条)。

第一に、学資支給の内容については、独立行政法人日本学生支援機構法が定めている。そのうち、収入基準は、基本的に、支給対象者の支給額算定基準額が、学生等本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税(住民税非課税)であることである(独立行政法人日本学生支援機構法施行令八条の二第四項、「第一区分」)。そのほかに、所得状況に応じて、支給額が三分の二となる「第二区分」と、同様に支給額が三分の一となる「第三区分」が定められている(同施行令八条の二第一項〜三項)。

住民税が非課税となるかどうかは、世帯構成によって異なる。したがって、学資支給の対象になるかどうかは、一律には決まらない。そこで、文科省では、年収の「目安」について示している。たとえば、親A(給与所得者)・

【表 2】学資支給の金額 (月額)

## 【国公立の場合】

区分		自宅通学	自宅外通学
大学 短期大学 専修学校 (専門課程)	第 1 区分	29,200円 (33,300円)	66,700円
	第 2 区分	19,500円 (22,200円)	44,500円
	第 3 区分	9,800円 (11,100円)	22,300円

## 【私立の場合】

区分		自宅通学	自宅外通学
大学 短期大学 専修学校 (専門課程)	第 1 区分	38,300円 (42,500円)	75,800円
	第 2 区分	25,600円 (28,400円)	50,600円
	第 3 区分	12,800円 (14,200円)	25,300円

※ 生活保護を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額（独立行政法人日本学生支援機構法施行令 8 条の 2）。

親 B（パート）・本人・高校生の家族四人世帯の場合、親 A の年間収入が、第一区分で二九五万円未満、第二区分で三三六万円未満、第三区分で四〇九万円未満、親 B の年間収入が、各一一五万円未満、一五五万円未満、一五五万円未満で、合計では、各四一〇万円未満、四九一万円未満、五六四万円未満、といった具合である。

支給額は、国公立と私立、自宅通学と自宅外通学の場合でそれぞれ異なる。

最大は、私立大学への自宅外通学のときで、月額七五、八〇〇円である（表 2）。

第二に、授業料等減免の内容については、修学支援法自体が定めている。同法によって新たに設けられた、いわゆる「目玉」となる制度がこれである。そのうち、収入基準は、前述の学資支給の基準と同様の定めである（大学等における修学の支援に関する法律施行令二条二項「第一区分」）。そのほかに、所得状況に応じて、支給額が三分の二となる「第二区分」と、同様に支給額が三分の一となる「第三区分」が定められていることも学資支給の場合と同様である（同施行令二条一項）。

授業料等減免は、授業料減免および入学金減免からなる。いずれも、大学が授業料等の減免を実施した場合、法令の定める上限額まで減免に要した費用を公費から支出するものである。上限額は、大学では、国公立と私立で異なる。授業料減免相当額の上限は、私立大学の学部（夜間学部を除く）で七〇万円、

入学金減免相当額の上限は、国公立大学で二八万二千元である（ちなみに私立大学では二六万円）。

対象世帯の選定および支給・減免額が、学生やその属する世帯にとって必要かつ十分な水準なのかどうか、項を変えて検討する。

### 三 経済的利用によって大学進学を諦めさせず、または中退を防止するための措置

#### (1) 進学を諦めさせないための措置

大学を卒業するためには、さしあたり二つの節目を突破しなければならない。第一の節目が入学であり、第二の節目が卒業に至るまで在学していることである。まずは、第一の節目である入学（大学進学）について検討しよう。さて、大学進学は、大きな節目であるが、それ以前に節がないわけではない。いや節という突然の盛り上がりではなく、継続的な太さの違いといふべきか。具体的には、受験生の属する家庭の経済状況である。経済状況が悪いことで、進学を諦めるケースが想定される。

かつては、経済状況の悪さを学業成績の良さでカバーすることができた。しかし、国立大学の授業料値上げに伴って、こうした対応は、徐々に難しくなっていた。

たとえば、一九五〇年の国立大学（法文経系）の授業料が年額三、六〇〇円だったのに対し、私立大学（同）は、八、四〇〇円で、格差は、二・三倍だった。これが、二〇二二年では、国立五五九、三八八円、私立八二四、八九五円になり、一・五倍にまで縮小している（ちなみに、一九七五年には、国立三六、〇〇〇円、私立二八二、六七七円と、五・一倍という時期もあった）。一九五〇年→二〇二二年の上昇率で見れば、国立大学（法文経系）が一五五倍、

私立大学(同)は、九八倍である。国立大学の上昇率は、私立大学の一・五八倍となっている。

このような環境変化のなか、国立大学の学生を持つ家庭の収入が、私立大学の学生を持つ家庭の収入を上回るようになっていった。

(独) 日本学生支援機構が隔年で実施している「学生生活調査」を分析した田村二〇二二によれば、一九六〇年代には、大学生を持つ家庭の平均年間収入を一〇〇としたとき、私立大学の学生を持つ家庭では一一〇以上なのに對し、国立大学の学生を持つ家庭では七〇程度だった。これが、二一世紀に入ると差がなくなり、二〇一四年に初めて逆転した。二〇二〇年では、国立八五六万円、私立八三八万円と、国立が一八万円(二・一五%)上回っている。

また、最近の学生の多くは、アルバイトに従事している。「令和二年度学生生活調査結果」によれば、その割合は、二〇二〇年度で八〇・七%に達している。そのうち、「家庭からの給付のみでは修学不自由・困難」「家庭からの給付なしを含む」を理由にしたものは、三一・五%である。したがって、学生全体では、二五・五%( $\parallel$ 八〇・七% $\times$ 三一・五%)の者が、たとえ家庭からの給付があったとしてもそれだけでは修学不自由・困難なため、修学費用を捻出するためのアルバイトに従事していることになる。

ただし、二〇二〇年度には、アルバイト従事割合七六・八%のうち、「修学不自由・困難」の割合は四七・一%で、学生全体では、三六・二%( $\parallel$ 七六・八% $\times$ 四七・一%)だった。筆者の予想に反して、二〇二〇年度のほうが二〇二〇二年度に比較し、「アルバイト従事」 $\times$ 「修学不自由・困難」学生の割合は、一〇・七%( $\parallel$ 三六・二% $\times$ 二五・五%)減少している。

次に、同調査結果によれば、奨学金の受給割合は、二〇二〇年度で四九・六%に達している。二〇二〇二年度には、三一・二%だったから一・五九倍に増加したことになる。単純化すれば、奨学金の受給増加が修学資金獲得目的の

アルバイト従事を減少させたと推測することが可能である。なお、ここでいう奨学金は、日本学生支援機構の奨学金だけでなく、その他民間団体等のものも含んでいる。また、日本学生支援機構の奨学金は、給付奨学金が（試行的に）支給されたのが二〇一七年のことであるから、調査にかかる奨学金のほとんどは、貸与奨学金ということになる。

さて、アルバイトにせよ奨学金にせよ、基本的には修学後の問題である。しかし、こうした修学後の状況を予測して、高校生やその保護者は進学について判断する。したがって、修学後の状況の予測は、進学の可否を判断するに当たっての重要な要素となる。

ちなみに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成二五年法律第六四号、以下「子どもの貧困対策推進法」という）が制定され、同法（七条）に基づき、政府は、毎年一回、子どもの貧困状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表している。厚生労働省によれば、二〇一九年四月一日時点における生活保護世帯の大学・短大進学率は、二一・六％（全世帯五四・〇％）となっている。格差は、二一・五倍となっており、家庭の経済状況が大学・短大進学に及ぼす影響は大きい。

## (2) 中退を防止するための措置

アルバイトや奨学金の状況は、すでに進学時に織込み済みである。これらが想定どおりであれば、おおむね中退には至らないだろう。中退に至るには、想定以上にアルバイトが過酷である、または、逆にアルバイトができないといったことが考えられる。アルバイトができない原因には、景気が冷え込み、アルバイト先がなくなるといったこともあるが、単位の取得のためにはアルバイトを抑制し、学業に多くの時間を割かなければならない、といった

【表 3】中退理由の推移

大学（大学院生を含む）		2019年度	2020年度	2021年度
中退理由	転学等	①17.6%	②16.1%	①16.3%
	経済的困窮	②15.3%	①16.7%	③13.5%
	学生生活不適応・就学意欲低下	③14.6%	③15.3%	②15.7%

出典 文部科学省

事情も考えられる。無理してアルバイトに励むことで、成績不振に陥り、留年のあげく中退に至ることが考えられる。このように、成績と経済状況は、苦学生にとってトレードオフの関係になっている。

では、織込み済みでない事態とは何か。さまざまなケースが想定できる。もともと学業に興味がなかったものの、なんとなく進学したが、やはり授業に興味を持てないといったケースも多い。しかし、ここで検討するのは、学業・卒業への意欲を持ちながらも、経済的要因によって、中退を余儀なくされるといったケースについてである。学生自身や家族の傷病・失業などを原因とする収入減少が考えられよう。

さて、本稿一で中退者の動向について述べた。中退者の動向について国（文科省）が調査すること自体画期的なことだった。この調査は、新型コロナ流行に伴う学生の経済的困窮に対し、文科省がどのように取り組んできたか、また、今後どのように取り組むべきか、という観点からとりまとめられたものである。したがって、中退理由別の中退者数についても調査がなされた。

まず、新型コロナ流行前の二〇一九年度中退者七四、一二九人のうち、最大の理由は、「転学等」（一七・六％）で、次が「経済的困窮」（二五・三％）だった。

新型コロナ流行に見舞われた二〇二〇年度は、中退者五七、九一三人のうち、最大の理由は、「経済的困窮」（二六・七％）で、次が「転学等」（二六・一％）に入れ替わった。

二〇二一年度は、中退者五七、八七五人のうち、「転学等」（二六・三％）が再び最大に



なり、次が「学生生活不適応・就学意欲低下」（一五・七％）となった。「経済的困窮」（一三・五％）は、三番目に低下した（表3）。

二〇二〇年度の新型コロナウイルスの流行によって学生は経済的に困窮し退学者が増加したが、同年度中の政策的対応によって、二〇二一年度にはその抑止効果が顕著になったと推測することが可能である。

それでは、次に、こうした結果に多大な影響を与えたと判断される政策について見てみよう。

新型コロナウイルスの大流行が明らかになった二〇二〇年二月下旬には、文科事務次官から全国の小・中・高校および特別支援学校等に対して、一斉休校の依頼がなされた。そして、大学に対しては、折からの修学支援法の施行に合わせて運用の見直しがなされた。

すでに述べたように、修学支援法による学資支給（以下「修学支援新制度」という）対象者は、基本的に住民税非課税世帯に属する学生である。しかし、住民税は、前年度所得を基に課税されるため、現在の所得の減少によって修学が困難となった学生の窮状に対応できない。

二〇二〇年度当初予算（二〇二〇年三月二七日）では、修学支援新制度にかかる予算額は、四、八八二億円だった。これに対し、第一次補正予算（二〇二〇年四月二〇日）では、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とすることにした（「家計急変」措置、増額補正七億円）。この申請は、随時受け付けるものである。このような措置は、従前の貸与奨学金の貸付についても同様に採られた。

なお、修学支援新制度は、大学が授業料を減免した金額を国が一定の範囲で補填するものである（大学を經由した学生への間接補助）。従前も多くの大学では、独自に授業料の減免を行ってきた。これらの一部が修学支援法に基

づく措置によってカバーされることになったといえる。もっとも、二〇一九年度までは、大学が行う授業料減免事業の一部について私立大学等経常費補助金の算定基礎とされていた。これが、修学支援新制度の発足に伴い廃止された。制度の仕組みと金額の多寡には変更が見られるが、間接補助という枠組みには変更がなかったものともいえる。

次に、第二次補正予算(二〇二〇年六月二日)では、前述の「家計急変」措置の予算が大幅に増額された(補正増額一五三億円(私立高校分九億円を含む))。さらに、予備費五三一億円をもって「学び継続のための学生支援緊急給付金」(以下「緊急給付金」という)措置を整備した。この措置は、家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っており、その収入が大幅に減少した学生等に対して、一〇万円(うち非課税世帯の場合二〇万円)を支給するものである。

一方、第三次補正予算(二〇二一年一月二八日)では、家計急変措置予算の増額や緊急給付金の支給などの対応は行われなかった。第二次補正の大幅な拡充措置で十分だと判断されたものと考えられる。

二〇二一年度当初予算(二〇二二年三月二八日)では、修学支援新制度にかかる予算額は、四、八〇四億円だった。二〇二〇年度補正で増額された分が反映されていないだけでなく、当初予算比較でも若干減少している。これに対し、第一次補正予算(二〇二二年二月二〇日)では、二〇二〇年度同様、予備費六七五億円をもって、修学支援新制度に基づく給付型奨学金の利用者等に対し一〇万円を支給する「緊急給付金」の措置を講じた。

二〇二二年度当初予算(二〇二三年三月二日)では、修学支援新制度にかかる予算額は、五、一九六億円だった。二〇二二年度に比較し、三九二億円(八・二%)増加している。「家計急変」への対応の必要性がなくなりはいないが、コロナ禍三年目となり、状況は「安定」しつつある。円安、物価高などで国民の暮らしは厳しくなっている

ものの、これらは、コロナ禍に主な原因があるのではない。ロシアのウクライナ侵攻によるなど他の要因によるものである。また、困窮学生への対応については、補正予算による緊急給付金措置が常態化したようである。こうした状況に基づく予算立てだろうと思われる。もともと、同年度補正予算（第一次（二〇二二年五月三十一日）、第二次（同年二月二日））では、緊急給付金措置は講じられなかった。<sup>7)</sup>

二〇二三年度当初予算（二〇二三年三月二十八日）では、修学支援新制度にかかる予算額は、五、三一億円である。二〇二二年度当初予算（補正増額なし）に比較し、一一五億円（二・二％）増加している。授業料等減免や給付型奨学金の給付額等に変更はない。

### (3) 金額面からみた適切性

経済的利用によつて大学進学を諦めさせず、または中退を防止するためには、学生に対しどの程度の金銭給付が求められるのだろうか。この課題を検討するに際しての枠組みを整理する。

第一に、具体的な金額を詳細に検討することは、ここではしない。学生生活を送るに当たつて必要な金額は、国立大学と私立大学、また、それらの大学が立地している地域によつて物価水準が異なるため、一律に定めることができないためである。

第二に、給付型奨学金の支給と授業料減免は、前者は学生に対する直接補助、後者は大学を通じた間接補助とその手法は異なるが、学生に対して同様の経済効果をもたらすもののため、ここでは、区別しない。以後、両者とも「奨学金の支給」と表現することにする。

第三に、ここでは、奨学金のうち給付型奨学金の水準について検討することにし、貸与型奨学金については検討

しない。それは、一般の修学支援新制度の発足によって、中退率が減少したと考えられるからである。なぜなら、日本では、卒業までの学費・生活費は保護者が負担するのが当然だとする「親負担主義」の考え方が強く、学費や生活費は本人が就職してから返済すべきだとする「本人負担」の考え方が弱いことによるものである。

第四に、どのような所得階層の世帯の学生に奨学金を支給すべきかという対象者にかかる問題であるが、ここでは、①生活保護世帯、②住民税非課税世帯等低所得世帯、③いわゆる中間層世帯、④高額所得世帯、の四区分に分けて検討する。具体的な所得水準については、後の検討のなかで示す。そして、これらの適正水準を決定するのは、社会的な合意によるものだと考える。絶対的な基準はなく、あくまで相対的なものだといえよう。

#### 四 大学進学に対する社会的位置付け

##### (1) 大学進学率

大学進学に関する社会的な合意を検討する上で重要な指標に大学進学率がある。大学教育は、国民全体にとってのユニバーサルサービスなのか、それとも便益の享受がその個人にとどまるパティキュラーサービスなのか、という論点である。

もちろん、誰もが大学進学を希望するものではない。希望制ということでは、義務教育を終えた高校と同質である。もつとも、高校に関しては、二〇二一年四月における進学率は、九八・九%に上っており、事実上、義務教育と同様の状況にある。一方、大学（短大等を含む）に関しては、五七・五%にとどまり、希望者が進学すべきものと考えられている。したがって、同質ではあっても量の面では大きく異なっている。

そこで、問題は、希望しつつも経済的な理由によって進学を断念した者がどのくらい含まれているのか、にある。この「進学を断念した者」を奨学金によって救済すべき社会的合意があるのだろうか。

もつとも、前記「進学を断念した者」についての統計資料は存在しない。また、もし、「進学を断念した者」の人数が明らかになったとしても、その理由が経済的なものであるものを抽出するのは、さらに困難である。正確な統計を得ることはむずかしい。

そこで、把握可能な統計資料からは、入学した後に経済的な困難が生じたため中退した者を奨学金の支給によってどれだけ救済できたのか、という問題に置き換えざるを得ない。この点に関しては、次項で検討しよう。

なお、修学支援新制度が進学率の向上に寄与したのかどうかは、いまま少し今後の推移を見る必要がある。表4<sup>(10)</sup>に見るとおり、修学支援新制度が発足した二〇二〇年度には、前年度における高校生の予約によって、前年度伸び率は、一・三〇とやや大きくなったものの、過去の実績を見る限り、特別に目立つものではない。新型コロナウイルスのまん延状況やそれへの政策対応などとの関連を踏まえ、今後も引き続き中長期的に分析することが求められよう。

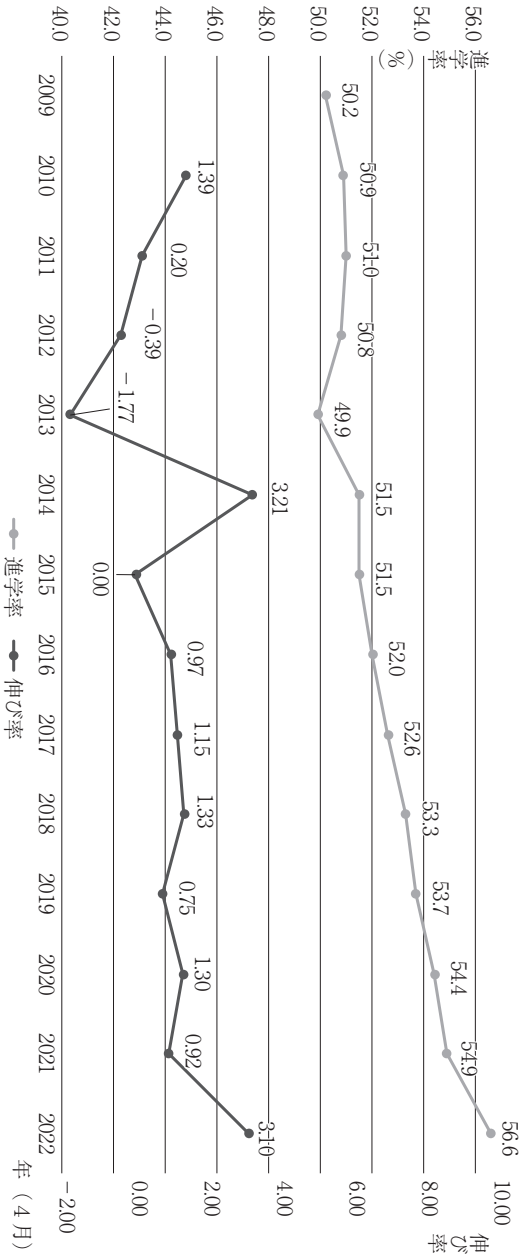
## (2) 学生個人の効用

ここでは、まず、昨今の中退者数の動向から見ていこう。

すでに述べたように、新型コロナ禍においては、文科省等が大学中退を防止するために、さまざまな支援を行った。そして、その支援の効果についても、中退者の減少というかたちで公表している。これを整理すると表5のとおりである。

「経済的困窮」を理由とした中退者の全体に占める割合は、二〇一九年度から二〇二一年度にかけて徐々に減少

【表 4】大学 (学部) 進学率の推移



※文科省資料に基づき、筆者作成。

2010年～2019年の平均伸び率は、0.71。

2020年に、修学支援新制度発足。日本において新型コロナウイルスまん延開始。

【表5】「経済的困窮」を理由とした大学中退者の状況

(単位：人、%)

	2019年度	2020年度	2021年度
学生数 (a)	2,965,160	2,969,897	2,967,949
中退者数 (b)	74,129	57,913	57,875
学生数に占める中退者数の割合 (c=b/a)	2.50	1.95	1.95
うち「経済的困窮」を理由とした中退者の割合 (d)	15.3	16.7	13.5
「経済的困窮」を理由とした中退者の全体に占める割合 (c × d)	0.38	0.33	0.26

※ 文科省資料に基づき、筆者作成。

学生数：大学院生を含む。各年4月1日現在。

中退者数：各年4月～3月。文科省「学生の修学状況（中退者・休学者）等に関する調査」による。

している（○・三八%↓○・三三%↓○・二六%）。これらの効果がコロナ禍対応によるものか、修学支援新制度によるものか、その影響を分けて分析することは難しい。両者とも二〇二〇年度から始まった支援だからである。政策的な位置付けでは、修学支援新制度は、恒久的な措置であって、二〇二〇年度と二〇二一年度を実施されたコロナ禍対応（「家計急変」措置および「緊急給付金」の支給）は、一時的な措置である。

こうした措置を政策実施側ではなく、対象となる学生の側から見るとき、どのように受け止められるだろうか。授業料相当分の給付がなされ、場合によってはそれらに加え、奨学金の給付がなされる。対象は、基本的に住民税非課税世帯に属する学生である（第一区分）。これらに加え、支給額が三分の二となる「第二区分」と、同様に支給額が三分の一となる「第三区分」が定められている。

「授業料相当分」も、支給上限が存在するため、必ずしも「授業料全額」とはならない場合がある。しかし、ここでは、単純化のため、この問題へのこれ以上の言及は避ける。いずれにしても、学生生活で要する費用は、授業料だけでなく、学費に限っても教

科書代や参考書代等を要する。その他にも、衣食住の費用や友人たちとの交際のための費用を要する。これらの費用を賄うのは、奨学金だったりアルバイトで稼いだりの金銭である。出身世帯においては、住民税非課税世帯のみならず、「第三区分」に認定される世帯であつても、学生に援助することは、多くは難しいと考えられる。さらには、それら以上の収入・所得がある世帯であっても、学生の修学費用を援助できない場合がある。

(独) 日本学生支援機構二〇二二b・六二によれば、「家庭からの給付のみで修学可能」な大学昼間部学生は、四九・一％にすぎない。一方、「家庭からの給付なし」は、五・八％である。こうした学生は、奨学金が得られていれば、その不足分をアルバイトで、奨学金が得られていなければ、全額をアルバイトで賄っていることになる。

なお、住民税非課税世帯よりも経済面で厳しい世帯に属するのが生活保護世帯である。

生活保護世帯における大学での「就学」<sup>(1)</sup>の取り扱いは、「世帯分離」(同一世帯に属すると認定しながらも生活保護の対象にしない)<sup>(2)</sup>が原則である。この原則自体は、今後とも変更されない見込みだが(社会保障審議会二〇二二・二二・二二)、子どもの貧困対策推進法(二〇二三年)や修学支援法(二〇一九年)の制定に併せ、大学進学に向けた高校生のアルバイト収入の取り扱いや進学準備給付金の支給(二〇一八年)など、生活保護世帯の高校生や、学生に対する大学就学支援措置は拡充されてきている。とはいえ、生活保護世帯の学生には世帯の援助が見込めないことから、修学費用に加えて生活費全般を奨学金とアルバイト収入で賄わなければならない。

それでは、次に、学生の属する世帯の収入・所得がどれほどであれば、奨学金が不要なのだろうか。社会的合意水準という観点から検討してみよう。



## (3) 奨学金支給に関する社会的合意水準

ここで検討するのは、すでに述べたように給付型の奨学金である。「貸与型」であれば、希望者に必要な金額を貸与し、社会に出てから返済してもらう、という「本人負担型」の制度設計も可能である。この場合には、返済が困難な場合の減免などについての議論が必要になる。

一方、「給付型」を採用する場合、希望者に必要な金額をすべて給付する、という制度設計は採れない。対象者の絞り込みが必要になる。対象者とその給付水準は、奨学金予算の総額を決定する。したがって、本来、連結しての検討が必要になる。ただし、本稿では、すでに述べたように、それらを具体的な数値で検討することはしない。まず、対象者に関しては、①生活保護世帯、②住民税非課税世帯（第一区分世帯）、③第二・第三区分世帯、④いわゆる中間層、⑤高額所得世帯、と分類する。次に、給付水準に関しては、①授業料、②参考書等の直接的修学費用、③衣食住の生活費、のうち、どこまで賄うのを可能な水準とするのか、といった抽象的な検討にとどめる。

現状は、①および②の世帯については、修学支援新制度による授業料減免措置＋給付型奨学金の支給によって、①および②が充足されたと判断してよいと考える。③の世帯については、①の一部充足にとどまる。ちなみに、第三区分世帯の収入限度額の目安は、五六万円未満だった（2（3））では、今後、支援の対象者をどこまで拡大すべきだろうか。

現状では、対象とならない「④中間層」の範囲が広すぎる。③の収入・所得水準を拡大することで、④の下限を押し上げることができる。そのときの水準の節をどこに設定すべきだろうか。

第一は、児童手当の所得制限限度額（児童手当の減額基準≡特例給付基準）が考えられる。たとえば、四人世帯で扶養親族等の数が三人（児童二人＋年収一〇三万円以下の配偶者の場合等）の「モデル世帯」の場合、限度額は所得

額で七三六万円(収入額目安九六〇万円)<sup>(13)</sup>である。

第二は、児童手当の所得上限限度額(児童手当の不支給基準)が考えられる。たとえば、前記の「モデル世帯」の場合、限度額は所得額で九七二万円(収入額目安一、二〇〇万円)である。

二〇二三年四月現在、中学生の児童手当の金額は、月額一〇、〇〇〇円(≒年額一二〇、〇〇〇円)である。政府の考える「異次元の少子化対策」のなかで、対象を高校生までに拡大し、同時に／又は金額を拡大する動きもあるが、その内容は、明らかではない。財源問題を含め、それらの全貌が明らかになるのは、二〇二四年度予算に関する議論を待たなければならない。

ところで、学資支給(給付型奨学金)の金額のうち最も低いのが、「国公立大学×第三区分×自宅通学」で、月額九、八〇〇円(≒年額一一七、六〇〇円)である。ほぼ、現状の中学生の児童手当の金額に相当する。しかし、対象世帯の年間収入では、前述のとおり、学資支給五六四万円未満に対し、児童手当(所得制限限度額)九六〇万円と大幅な乖離がある。これらを滑らかに接合するためには、きめ細かな調整が求められよう。

こうしてみると、「⑤高額所得世帯」に対する奨学金の支給は、極めて困難だと考えられる。

したがって、暫定的な結論であるが、現状を踏まえると、「①生活保護世帯」に対しては世帯分離の措置を廃止し生活保護の適用を、「②住民税非課税世帯」に対しては③衣食住の生活費への給付を、「③第一・第三区分世帯」に対しては①授業料全額の給付に加え、②参考書等の直接的修学費用と③に結びつく補助を、「④中間層」のうちの低所得層に対してはせめて①の一部への補助を行うことが必要だと考えられる。もともと、この前提には、高校生に対する奨学金の充実など「高大接合」が不可欠である。必要な財源等詰めなければならない課題は残されているものの、さしあたり、このようなイメージに対しては社会的な合意が得られるのではないか。本稿での検討は就

学費用に限定されるが、その他の事項も含め、真に「異次元の少子化対策」が実現することを期待したい。

### おわりに

筆者が社会に出て最初に携わった業務は、生活保護の実施に関するものだった。市役所ケースワーカーとして、これまでとは異なる社会の断面に接した。以降、関心を抱きながらもこの分野の行政課題について検討を深めるには至らなかった。

それが変化したが、二〇一一年のことである。朝日訴訟（最大判一九六七・五・二四）に代表されるように、人権という観点から取り上げられることの多い生活保護行政であるが、財政を含む政策的観点から総合的にとらえるところのような風景が見えるか、といった思いで執筆したのが、「生活保護をめぐる人権と財政―自治体政策法務の観点からの検討」<sup>14</sup>だった。これを契機に、以後、生活保護に関する論考を発表してきた。<sup>15</sup>

こうしたなか、たまたま学内の業務の割り振りや奨学生選定にかかる委員会の委員に就いた。これが、二〇一九年のことである。この年は、これまでも何度も触れているように、就学支援法が制定された年であり、翌年度からの本格施行に向けた準備期間だった。この経験は、委員会における学内の規定整備に併せ、奨学生を取り巻く状況について深く知る機会となった。これを契機に発表したのが、「大学無償化制度と生活保護」（山口二〇二〇）である。本稿では、これらの問題意識を進展させ、生活保護に限定されない一般的な修学の保障と奨学金のあり方について論じてみた。

コロナ禍においては、学生の学びの継続のために、国においてもさまざまな経済支援措置がなされている。これ

ら学生に対する一連の政策の動きが一過性のものに終わるのか、それとも恒常的な変革を促す契機になるものなのか、アフター・コロナの社会の一コマとして、注意深く見守っていきたいと思う。

また、「異次元の少子化対策」は、目下、児童手当の所得制限撤廃など経済的な直接支援のあり方が争点になっている。その対象の主なものは、児童手当を高校生までに拡大するのかどうか、また、所得制限を撤廃するのかどうか、といったものであって、大学生への支給に関しては優先順位が低い。

奨学金制度に関しても検討が進められているが、経済要件は必須であり、所得制限は当然のこととして求められる。したがって、国民を対象にするユニバーサルサービスという考え方と奨学金の相性はよくないように思われる。「限られた財源」という考え方自体を払拭することも「異次元」のうちに含まれるのかもしれないが、政策のスローガン(プロバガンダ?)としてはともかく、こうした考え方は現実的ではない。政策の落ち着きどころをめぐって、議論は今後進展しようが、この点もアフター・コロナの政治・政策の一コマとして、注意深く見守っていきたいと思う。

\*

今春、お二人の先生が退職された。

お一人は、小池和彦先生で、私が二〇〇二年に本校に着任した折、同窓でもあったことから親しく学務などについてご教示いただいた。大学教員という異なる職場環境においてさまざまな不安をかかえるなかで、温かい心配りがありがたかった。

また、もうお一人は、稲葉馨先生で、初めての出会いは、(財)地方自治総合研究所内に設けられた地方分権研究会法制度部会の場合(一九九五年一〇月)だったと記憶している。研究会終了後は、お目にかかる機会がなかつ

たので、先生が二〇一九年に本校に着任した際には驚かされた。  
両先生の今後のご健康とご多幸を、切にお祈り申し上げます。

## 注

- (1) 修学支援法成立の経緯について、筆者は、子どもの貧困対策の観点から山口二〇二〇・四五・七〇で述べた。
  - (2) 同様の認識に立ちながらも、同法施行間もない時期の検討として、小林「濱中二〇二二」がある。
  - (3) 給付型奨学金二〇二二ほか多数。
  - (4) 大学の中退率についてウェブで検索しても、管見の限りいずれの基礎データも「大学の實力」に依存している。
  - (5) 「二〇〇八」の発行は、前年二〇〇七年九月であり、調査結果は同年五月一日時点のものである。したがって、おおむね二〇〇六年度の状況がまとめられているものと考えられる。
  - (6) 『大学の實力』の基となった調査を実施した読売新聞教育ネットワークによると、二〇一六年調査「二〇一七」七・二%、二〇一七年調査「二〇一八」七・二%、二〇一八年調査「二〇一九」七・〇%と紹介されている（読売新聞二〇一八年九月六日）。宇田川二〇二二のものとは若干数値が異なるが、これは、サンプルの取り方の違いによるものだろう。
  - (7) なお、いくつかの市町村では、独自に給付金を支給したところがあった。
  - (8) 小林「濱中二〇二二」六二・六四では、二〇〇六年から二〇二〇年までに実施した調査の結果から「親負担主義」と「本人負担」の考え方について分析している。これによれば、「親負担主義」について、「とてもそう思う」と「そう思う」と考える者の割合は、約八割に達している。
  - なお、
  - (9) 「文部科学統計要覧（令和四年版）」による。以下同じ。
  - (10) 大学進学率が、五〇%を初めて上回った二〇〇九年度から集計した。
  - (11) 生活保護制度では二〇〇五年度以降の「保護の実施要領」において、「修学」ではなく「就学」との用語を使用している。「修学」は、将来卒業することが要件のような趣があるが、「就学」とすることで、現在在学していればよいとしたものである。
- なお、大学における就学（修学）の生活保護の取り扱いの変遷については、山口二〇二〇および山口二〇一七を参照願いたい。

- (12) 例外として、夜間大学等における就学がある
- (13) 配偶者控除が適用されるモデルのため、収入ベースだと、配偶者の収入が一〇三万円を限度にプラスされても構わない。以下、同じ。
- (14) 立正大学法学部創立三〇周年記念論集二〇二二・一六七―一九四。後、山口二〇一五に所収。
- (15) 「生活保護の政策法務(一)(二)(三・完)」自治研究八九卷一―三号(二〇二二―二〇一三年)、「続・生活保護の政策法務(一)(二)(三・完)」自治研究八九卷八・九号(二〇一三年)。いずれも、後、山口二〇一五に所収。

#### ■参考文献

- 宇田川拓雄二〇二二「二〇〇八年―二〇一八年全国調査データによる大学分類と中退対策の効果と分析」嘉悦大学教育論集六四巻一―号
- (株) インテージリサーチ二〇一八「厚生労働省生活保護世帯出身の大学生等の生活実態の調査・研究等一式 報告書」
- 給付型奨学金研究会編二〇二二「大学進学のための『返さなくてよい』奨学金ガイド」第二版」
- 栗原康(二〇二〇)『奨学金なんかこわくない!―学生に貸金を』完全版』新評論
- 小林雅之『濱中義隆二〇二二「修学支援新制度の効果検証」総合人間科学研究(桜美林大学研究紀要)二号(二〇二二年度)』
- 小林雅之二〇二二「困窮する学生生活―新型コロナウイルス感染症拡大による大学生への経済的影響」D I O(連合総研レポート) No.三六二
- 笹田晃伸二〇一九―一九九一年度以降の大学進学率の規定要因に関する検討―大学合格率の上昇と日本学生支援機構奨学金の拡大による影響を中心として」早稲田大学大学院教育学研究紀要別冊二六号二
- 社会保障審議会(生活困窮者自立支援及び生活保護部会)二〇二二「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理(中間まとめ)」二〇二二年二月二〇日
- 白川優治・大島真夫・黄文哲二〇一六「第四章 大学における授業料滞納・中途退学・休学の状況―大学調査の結果から」『平成二七年度文部科学省先導的大学改革委託推進事業 経済的理由による学生等の中途退学の状況に関する実態把握・分析等及び学生等に対する経済的支援の在り方に関する調査研究報告書』東京大学
- 田村秀二〇二二『自治体と大学―少子化時代の生き残り策』ちくま新書

- 中央教育審議会二〇一八『二〇四〇年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）』二〇一八年一月二六日
- （独）日本学生支援機構二〇二二a「日本学生支援機構について」
- （独）日本学生支援機構二〇二二b「令和二年度学生生活調査結果」
- （独）労働政策研究・研修機構二〇二五『大学等中途退者の就労と意識に関する研究』JILPT調査シリーズNo.二三八
- 内閣府政策統括官（政策調整担当）二〇二二『子供の生活状況調査の分析報告書』
- 中島弘至二〇二〇「大学データの統計分析―IRで用いた手法による考察」関西大学高等教育研究一一号
- 増谷文生Ⅱ富田宏治Ⅱ前澤暁Ⅱ矢古宇克昌、（司会）大谷奈緒子二〇二二「座談会 大学における修学支援―修学支援新制度の成果と課題」大学時報No.四〇六
- 山口道昭二〇一五『政策法務の最前線』第一法規
- 山口道昭二〇二〇「大学無償化制度と生活保護」自治総研二〇二〇年七月号、（公財）地方自治総合研究所
- 山口道昭二〇一七「多様性行政」における政治志向と行政志向―生活保護世帯における子どもの就学を中心に」日本行政学会編『首長と職員―行政の責任と政治（年報行政研究五二）』ぎょうせい